

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和元年第4回定例会提出予定議案の説明
 - (2) 議案第111号 川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する
条例の制定について

資料1 新旧対照表

令和元年8月28日

健康福祉局

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 1

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者扶養共済条例 昭和47年3月28日条例第18号 (年金管理者)</p> <p>第10条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者（以下「年金管理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>	<p>○川崎市心身障害者扶養共済条例 昭和47年3月28日条例第18号 (年金管理者)</p> <p>第10条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者（以下「年金管理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成人被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者であって復権を得ないもの</u></p>